

吉岡町社協訪問介護サービス事業契約書 概要(要点掲載)

訪問介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行い同意していただいた方が、訪問介護サービスを受け、利用料金を支払い等についての契約書の概要です。

以下「訪問介護サービス事業契約書」の項目を記載します。
(詳細は契約締結時に係員が説明いたします。)

第一章 総則	第四章 損害賠償(事業者の義務違反)
第1条 (契約の目的)	第16条 (損害賠償責任)
第2条 (契約期間)	第17条 (損害賠償がなされない場合)
第3条 (訪問介護予防計画の決定・変更)	第18条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第4条 (介護保険給付対象サービス)	
第5条 (介護保険給付対象外のサービス)	第五章 契約の終了
第6条 (訪問介護員の交替等)	第19条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第7条 (サービスの実施)	第20条 (契約者からの中途解約)
第8条 (運営規定の遵守)	第21条 (契約者からの契約解除)
	第22条 (事業者からの契約解除)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第23条 (精算)
第9条 (サービス利用料金の支払い)	
第10条 (利用の中止、変更、追加)	第六章 その他
第11条 (サービス内容の変更)	第24条 (契約当事者の変更)
第12条 (利用料金の変更)	第25条 (苦情処理)
	第26条 (協議事項)
第三章 事業者の義務	
第13条 (事業者及びサービス従事者の義務)	
第14条 (守秘義務等)	
第15条 (訪問介護員の禁止行為)	
添付	
・個人情報利用同意書	

契約事項の確認後、同意する場合は契約を証するため、契約書を作成していただきます。(以下書式概要)
(契約書は2通作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。)

平成 年 月 日

事業者 事業者番号 1072200056
住 所 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地の4
事業者名 社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
代表者氏名 会 長 印

契約者 住 所
氏 名 印

(代理人) 続 柄
住 所
氏 名 印